

ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理アクションプラン Ver.1.0（概要）



- 化学物質管理をネイチャーポジティブの実現に向けて発展させる方向性を示すため、令和7年9月に「化学物質管理によるネイチャーポジティブ推進検討会」を設置した。
- 国際潮流やGFC国内実施計画などの国内政策を踏まえて現状分析と課題の体系的整理を行い、今後取り組むべきと考える6つの対応オプションを示した「アクションプラン Ver1.0（2026年3月 環境省）」を策定した。

◆ 6つの対応オプションとアクションプラン
(2030年までの対応方針) ◆

（1）調査・研究、モニタリングの実施・拡充

国の調査・研究プロジェクト等を活用した、生物および化学物質のモニタリング、影響やリスクの評価手法、評価指標、リスクコミュニケーション等に関する調査、研究を促進する。

（2）リスク評価手法の高度化

化学物質のライフサイクルの考慮、生物多様性・生態系へのリスク評価等、リスク評価手法の高度化についての検討を促進する。

（3）化学物質管理制度の点検・見直し

（1）、（2）の取組を踏まえつつ、既存の化学物質管理制度の見直し検討においてネイチャーポジティブの観点を考慮する。事業者による自主的取組を促進する制度・仕組みを強化する。

（4）関連主体による取組・連携強化

事業者による自主的取組や地域における取組を促進するとともに、優良事例を特定・展開する。また、地域における取組主体（国民、地方自治体、NPO・NGO、事業者等）間の連携の支援を、既存の制度・組織も活用しながら強化する。

（5）生物多様性影響評価指標の開発・実装

国際的な評価指標の開発に貢献しつつ、取組促進の効果、取組成果の評価への活用等を考慮した、生物多様性影響評価指標の開発を促進する。

（6）国際枠組み・国内計画へのインプット

取組成果を、国内計画、国際枠組みに適切なタイミングでインプットする。